第百七十条第二項中「使用された医療機器」を「使用された高度管理医療機器等」に、「当該医療機器」を「当該高度管理医療機器等」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第二十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十九条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百四十三条中「滑空機」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一　滑空機

二　製造後最初の航行（本邦外から出発して本邦内に到達するものであつて、回送の場合に限る。）を行う航空機であつて、次に掲げる書類を備え付けたもの

イ　航空機登録証明書の写し

ロ　耐空証明書の写し

ハ　搭載用航空日誌

ニ　運用限界等指定書の写し

ホ　飛行規程（運航規程に飛行規程に相当する事項が記載されている場合を除く。）

ヘ　飛行の区間、飛行の方式その他飛行の特性に応じて適切な航空図

ト　運航規程（航空運送事業の用に供する場合に限る。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道空知郡上富良野町

二　構造改革特別区域の名称　泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　泉南市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福山市

二　構造改革特別区域の名称　ふくやまワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　福山市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成二十六年内閣府告示第三十九号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新潟市

二　構造改革特別区域の名称　新潟市国際創業特区

三　構造改革特別区域の範囲　新潟市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（五一二）

○内閣府告示第六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十六号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　本巣市

二　構造改革特別区域の名称　健やかな成長を支える給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　本巣市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第四十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　田原市

二　構造改革特別区域の名称　地産地消の食育による安心子育て特区

三　構造改革特別区域の範囲　田原市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百九十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道空知郡上富良野町

二　構造改革特別区域の名称　泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　泉南市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域の名称　岩手県・宮城県沿岸部外国人技能実習生受入れ特区

二　構造改革特別区域の範囲　釜石市及び塩竈市の全域

三　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岩手県及び宮城県

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五一三））

○内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小諸市

二　構造改革特別区域の名称　信州小諸ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　小諸市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三